



右京区まちづくり支援制度

助成事業募集

地域の皆さんの熱意あふれるまちづくり活動に対し、選考のうえ5事業に助成します。

右京区では、区民の皆さんが、身近な地域を暮らしやすい魅力あふれるまちにしていくために、区民主体で取り組むまちづくり活動を支援します。

ただいま、平成16年度助成事業を募集しています。

1 対象となる事業

平成16年7月から平成17年3月までに右京区内で実施する次のいずれかに該当する事業です。

(1) 地域コミュニティの活性化につながる事業

(2) 地域の課題の解決に向けた事業

(3) 自然・歴史・文化・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業

ただし、他の助成制度による助成を受けている事業、学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっている事業、政治・宗教・営利を目的とした事業は対象となりません。

2 対象となる団体

右京区内の身近な地域において活動を行う団体、グループです。

3 助成内容

右京区役所助成金は、助成対象となる経費の2分の1以内で上限は20万円、京都商工会議所右京区地域経済懇話会助成金は、右京区役所助成金の2分の1以内で上限は2万円、あわせて22万円が助成金の上限となります。

また、選考の上、2年を限度に継続助成することがあります。

4 選考方法

応募のあった事業を「右京区まちづくり支援制度選考委員会」において選考していただき、その意見を踏まえ助成事業を決定します。

5 助成事業数

応募事業の中から選考して、5事業に助成する予定です。

6 応募方法

次の書類を右京区役所区民部総務課に提出してください（持参または郵送）。

提出書類 助成金交付申請書，事業計画書，事業予算書，団体・グループの活動状況について
団体・グループの役員名簿

の用紙は，区役所・出張所で配布しています。

7 応募締切

平成16年6月7日（月）必着



8 事業終了後の手続き

事業終了後，所定の報告書を提出していただきます。

また，公開の活動報告会で事業の成果を発表していただきます。

（平成17年2月頃開催予定）

地域の皆さんによる次のような事業を支援します。（例示）

（1）地域コミュニティの活性化につながる事業

学区広報誌の新規発行

商店街の空き店舗を利用した子育て交流会

（2）地域の課題の解決に向けた事業

学区のバリアフリーマップの作成

山間部地域の活性化を考える事業

（3）自然・歴史・文化・観光などの資源を生かした地域の魅力を高める事業

観光ボランティアの活動支援

地域の自然を守る環境活動

応募・問合せ先

右京区役所区民部総務課（TEL 861 - 1101 FAX 872 - 5048）

郵送の場合は，「〒616 - 8511 右京区役所区民部総務課」へ（住所不要）

主催

右京区役所・京都商工会議所右京区地域経済懇話会

協力

右京区まちづくり円卓会議

右京区まちづくり支援制度 よくある質問集

質問1 どうしてこのような支援をするのですか？

答え 「自分の住むまちを暮らしやすく、活気のあるまちにしたい」という思いは、誰もが持っているのではないのでしょうか。この支援制度は、そういった思いを区民の皆さんが共有して具体的に何かを始める時に、後押ししようとする制度です。

自分たちで考え、行動することは、地域での人々のつながりやまちに対する愛着を生み、魅力あるまちづくりにつながっていくはずです。

質問2 だれが支援をするのですか？

答え 右京区では、21世紀初頭の右京区のまちづくりの指針となる基本計画「右京^{らいも}来夢らいと計画21」を平成13年1月に策定しました。この計画の推進のために設置された「右京区まちづくり円卓会議」において、区民主体のまちづくりの進め方を検討しています。

その検討の中から、まちづくり支援制度が創設されました。この制度については、京都商工会議所右京区地域経済懇話会からも支援を得て、共催事業として実施します。

質問3 どのような活動が支援を受けられるのですか？

答え 対象となる活動は、地域コミュニティの活性化、地域の課題への取組、地域の個性と魅力アップのいずれかに該当し、区民の皆さんが自ら企画・運営をし、だれでも参加できる活動です。

活動の内容は、イベント的なもの、小さな取組を継続して行うもの、取組の集大成として何かを作るものなど、さまざまな形が考えられます。

また、住民の交流、こどもの育成、文化、観光、環境など地域に根ざしたまちづくり活動なら分野は自由です。

ただし、京都市、府、国等の公的機関から助成を受けているもの、学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっているもの、政治・宗教・営利を目的としたものは対象となりません。

質問4 だれが申し込んでもいいのですか？

答え ご近所どうしや自治会、サークル、学校関係をはじめとした、身近な地域の皆さんにより結成され、活動している、または、これから活動しようとする団体・グループが対象です。活動する地域が右京区内であれば、区内に居住されていない方が団体・グループに加入されていてもかまいません。

応募時に団体・グループの役員名簿を、助成の決定後、団体・グループの規約を提出してください。

質問5 どのようにして助成事業を決めるのですか？

答え 応募事業は、右京区まちづくり支援制度選考委員会で選考し、その意見を踏まえ助成事業を決定します。助成できる事業は5事業なので、応募事業が多数の場合、すべてに助成するというわけにはいきませんから、あらかじめご了承ください。選考にあたっては、応募事業の公益性、独自性や地域への波及効果、発展性などを見ていきます。

質問6 自己資金は必要ですか？

答え 自己資金は必要です。助成は、右京区役所助成金が助成対象となる経費の2分の1以内で上限は20万円、京都商工会議所右京区地域経済懇話会助成金が右京区役所助成金の2分の1以内で上限は2万円、あわせて22万円が助成金の上限となります。自己資金は、会費や参加者からの参加費など、各団体・グループで確保してください。

この助成は、最長でも2年間です。助成がなくても継続できる活動を目指しましょう。

質問7 助成金の使い道は何でもいいのですか？

答え 助成金の使い道としては、会議費（コピー代・会場借料）、事務的経費（事務用品・切手代）、講師謝礼、材料費など事業を行うために直接必要となる経費が考えられます。人件費や活動内容自体の委託費、飲食費や参加者記念品代は対象外です。

質問8 助成金以外に何か応援してもらえるのですか？

答え 右京区役所では、皆さんの活動をできるだけ応援していきたいと考えています。助成決定を受けた事業については、活動内容を市民しんぶん右京区版「うきょう」で紹介したり、右京区まちづくり円卓会議の会員による訪問等を行います。また、平成17年2月には、皆さんに集まっていたき、公開の活動報告会を開催します。グループ間で意見交換や交流を深める場にもしていきたいと考えています。

質問9 2年目以降はどうなるのですか？

答え 助成は1年単位で、2年目に助成を希望する場合は、再度応募していただき、審査を受けることになります。なお、3年目以降は助成できませんので、各団体・グループで財源を確保していただき、活動を継続していただくことになります。

助成は、あくまでも皆さんが活動を行うきっかけとしての支援策ですので、会計的にもできるだけ自主運営ができるよう、初めから心がけることが大切です。